

高齢者等ごみ出し支援事業

家庭ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者等の世帯に対し、訪問介護事業所等の福祉サービスと連携してごみ収集を行う北方町の事業です。

◆対象者◆

北方町内に居住している方で、世帯の全員が次の①②の要件を満たしている方

- ①自分でごみを集積所に出すことが困難で、親族等に協力を得ることができない方
- ②次のいずれかに該当する方

- ・介護保険の要介護または要支援認定を受けている
- ・事業対象者（基本チェックリストの結果で生活機能の低下がみられた方）
- ・身体障害者手帳の1級または2級の交付を受けている
- ・療育手帳のA1またはA2の交付を受けている
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の交付を受けている



◆ごみの収集◆

【収集するごみの種類】 家庭から出る生活系可燃ごみ

【ごみを出せる日時】 月・火・木・金曜日の午前8時から午後2時30分まで

【ごみの出し方】

- ・町のルールに沿ってごみを分別し、町指定の可燃ごみ袋に入れてください。
- ・ごみ袋に利用者氏名と利用番号を記入してください。
- ・町が指定した場所に支援事業者がごみを搬出します。

（事業の利用は無料ですが、訪問介護等の支援に費用が発生します）

◆申し込み方法◆



- ①利用を希望する方は担当ケアマネジャーや相談支援専門員に相談してください。
ケアマネジャーや相談支援専門員がいない場合は福祉子ども課にご相談ください。
- ②支援事業者を決定し、申請書を提出してください。審査の上、利用（決定・却下）通知書をお送りします。

申し込み・お問い合わせ

北方町 福祉子ども課（1F 3番窓口）

〒501-0492

北方町長谷川1丁目1番地

TEL: 058-323-1119 FAX: 058-323-2114

